

全国市町村での妊婦健康診査実施状況

妊婦健康診査実施体制

1. 妊婦健康診査の実施状況と実施体制

1-1. 妊婦健康診査の実施委託状況

妊婦健康診査の実施主体と委託状況を、5つに分類しその結果を表1-1に示した。妊婦健康診査を市町村の事業として実施している割合は、分析対象の全市町村3198のうち、5.9%

にあたる188市町村であり、道府県から市町村に委託されて市町村が実施している場合は、6市町村である。道府県が医療機関に委託して実施している場合は、11.2%にあたる359市町村である。道府県が道府県事業として実施している場合は、76市町村である。

表1-1. 妊婦健康診査の実施主体と委託状況

度数 (%)	
1.	188(26.6)
2.	66(9.3)
3.	76(10.7)
4.	359(50.8)
5.	5(0.7)
13.	4(0.6)
23.	2(0.3)
24.	6(0.8)
35.	1(0.1)
707(100)	

有効標本数 707

1. 市町村の事業として実施 2. 市町村の事業を医療機関に委託して実施
 3. 都道府県が都道府県事業として実施 4. 都道府県が医療機関に委託して実施
 5. 都道府県が市町村に委託して市町村が実施

2. 市町村が実施する場合の妊婦健康診査の実施状況と実施体制

表1-1. に示した実施状況のうち、市町村が市町村事業として実施する場合ないし、道府県から市町村に委託されて市町村が実施している場

合の、実施状況と実施体制を以下に示した。

市町村事業として妊婦健康診査が実施されている割合は、全体では、約6%であるが、人口規模別にみると、一定の傾向はみられない。

表2. 人口8区分別にみた妊婦健康診査の市町村実施状況（1989年度）

人口区分	調査対象市町村数	実施市町村
(- 2,999)	255(8.0)	6(2.4)
(3,000 - 5,999)	558(17.4)	38(6.8)
(6,000 - 9,999)	687(21.5)	56(8.2)
(10,000 - 19,999)	748(23.4)	57(7.6)
(20,000 - 39,999)	452(14.1)	20(4.4)
(40,000 - 99,999)	307(9.6)	9(2.9)
(100,000 - 499,999)	173(5.4)	9(5.2)
(500,000 -)	18(0.6)	3(16.6)
	3,198(100.0)	198(6.2)

実施市町村：市町村が市町村事業として実施する場合ないし、道府県から市町村に委託されて市町村が実施している場合

2-1. 妊婦健康診査の実施委託状況

妊婦健康診査の実施主体と委託状況を、表2-1に示した。妊婦健康診査を市町村の事業として

実施しているのは、188市町村であり、道府県から市町村に委託されて市町村が実施しているのは、5市町村である。

表2-1. 妊婦健康診査の実施主体と委託状況

度数 (%)	
1.	188(94.9)
13.	4(2.0)
5.	5(2.5)
35.	1(0.5)
合計	198(100.0)

有効標本数 198

1. 市町村の事業として市町村が実施
3. 都道府県事業として都道府県が実施
5. 都道府県が市町村に委託して市町村が実施

2-2. 妊婦健康診査事業の開始時期

45年に開始した、市町村が最も多い。

妊婦健康診査の事業開始時期をみると、昭和

表2-2. 妊婦健康診査の事業開始時期

昭和	度数 (%)	昭和	度数 (%)	昭和	度数 (%)	昭和	度数 (%)
18.	1(0.7)	30.	4(2.8)	42.	6(4.3)	54.	3(2.1)
19.	0	31.	1(0.7)	43.	3(2.1)	55.	6(4.3)
20.	0	32.	1(0.7)	44.	3(2.1)	56.	0
21.	0	33.	1(0.7)	45.	10(7.1)	57.	3(2.1)
22.	1(0.7)	34.	2(1.4)	46.	3(2.1)	58.	4(2.8)
23.	4(2.8)	35.	1(0.7)	47.	7(5.0)	59.	1(0.7)
24.	2(1.4)	36.	3(2.1)	48.	4(2.8)	60.	6(4.3)
25.	3(2.1)	37.	2(1.4)	49.	5(3.5)	61.	0
26.	0	38.	8(5.7)	50.	4(2.8)	62.	2(1.4)
27.	1(0.7)	39.	2(1.4)	51.	5(3.5)	63.	2(1.4)
28.	0	40.	8(5.7)	52.	6(4.3)	64.	1(0.7)
29.	0	41.	8(5.7)	53.	3(2.1)	65.	1(0.7)

有効標本数 141

2-3. 妊婦健康診査事業の実施形態

康診査を個別で実施しているのは、22市町村である。

妊婦健康診査の事業実施形態を集団ないし個別かでみると、約86%が集団である。妊婦健

表2-3. 妊婦健康診査の事業実施形態

	度数 (%)
1.	161(85.6)
2.	22(11.7)
12.	5(2.7)
188(100.0)	

1. 集団 2. 個別

有効標本数 188

2-4. 妊婦健康診査事業の実施場所

妊婦健康診査の事業実施場所をみると、市町村保健センターが最も多い。また、実施場所を

委託の形態別にみると、市町村が実施主体の場合、市町村保健センター・母子保健センターが多い。

表2-4. 妊婦健康診査の事業実施場所

カテゴリー 度数 (%)

1.	122(61.9)
2.	32(16.2)
3.	7(3.6)
4.	32(16.2)
12.	4(2.0)

有効標本数 197 無効標本数 528

- 1.市町村保健センター・母子保健センター 2.公民館・学校等
 3.保健所 4. その他
 12.市町村保健センター・母子保健センター・公民館・学校等を意味する

表2-5. 妊婦健康診査の事業実施場所と委託形態との関連

	1. (%)	2. (%)	3. (%)	4. (%)	合計 (%)
市町村事業	106(62.4)	29(17.1)	6(3.5)	29(17.1)	170(100.0)
県からの委託	3(60.0)	2(40.0)	0(0.0)	0(0.0)	5(100.0)
合計	109(62.3)	31(17.7)	6(3.4)	29(16.6)	175(100.0)

カイ2乗値 (自由度) 2.47680(3) 有意確率 0.479498

- 1.市町村保健センター・母子保健センター 2.公民館・学校等
 3.保健所 4. その他

市町村事業 : 市町村事業として市町村が実施する

県からの委託 : 道府県から市町村へ委託し、市町村が実施する